

政策研究

POLICY RESEARCH

2021 No. 6 (2021年9月号)

- レポート:政策論説 地方議会の財政議論と議決
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:政策シグナル 地方議会の議論
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:アジアリンク アジア経済社会の現状
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:事例研究 プレミアム商品券電子化の推進:事例・利点・課題・対策
大平 剛史 (株式会社富士通総研 行政経営グループ・
公共政策研究センター)
-

1.はじめに

10月に入り、地方自治体での議会議論が本格化する。決算審議、そして11月に予定される衆議院議員総選挙、続く新内閣による2022年度予算編成、それを受けた地方自治体の予算議論の本格化へと続く。その中で最大の課題は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う地方自治体の財政悪化である。都市部・地方部、あるいは工業都市・住宅都市、農漁村・山間部等を問わず程度や時期のズレはあっても財政悪化の方向に変わりはない。こうした中で、地方議会での財政議論はどうあるべきか考察する。

2.ふたつの財政状態

財政状態には、大きく分けて二つの側面がある。一つ目は、毎年度の予算・決算、すなわち単年度の歳出・歳入の資金繰りをどう確保し評価するかの問題(フロー問題)、二つ目は毎年度の資金繰りが長期的な財政構造に影響を与える問題(ストック問題)である。この二つは、相互に密接に関連する。毎年度の資金繰りをつけることが将来の財政構造を左右し(たとえば、借金拡大による毎年度の資金繰りの確保が債務残高や将来コストを拡大)、逆に将来の財政構造を改善するための見直しが毎年度の歳出抑制に結び付く(たとえば、積極的な債務返済や基金積み立てが毎年度の予算額を抑制)。この両者は一体の問題であり、切り離して議論することは不適切であり実質的に不可能である。しかし、地方議会での財政議論は、毎年度の予算議論、すなわちフローの視点、単年度の視野を中心として展開されることが多い。その背景には、もちろん財政民主主義を支える原理たる憲法、財政法に基づく単年度主義がある。しかし、予算や決算に対する議決や承認が単年度を単位とすることと、議会審議として対象とすべき視点は別問題である。議会での予算審議の内容が単年度主義により拘束されることはなく、むしろフロー問題とストック問題の両方を睨んだ議論展開が財政民主主義の基本であり実質的担保となる。

フローとストックの両問題を結びつけるのが、基本構想・総合計画とそれを担保する財政見通しの視点である。基本構想・総合計画は、地方自治体の政策の方向性を明確にする羅針盤的存在である。ただし、地方議会の議決を受けても計画どおりに遂行する法的義務は執行部に発生しない。それでは、なぜ基本構想・総合計画を設定し地方議会の議決を受けるのか。拘束力のない基本構想・総合計画等が多く地方自治体で議決案件とされていることと予算に対する議決とは何が異なるのか。議会議決の効力に差があるのか。予算は議会議決を受けなければ執行できず、議決を受けた予算内容と異なる執行をすれば違法等を含め問題となる。これに対して基本構想・総合計画は、前述したように議会議決を受けても法的拘束は受けない。地方議会の議決自体に違いがあるのかの問題である。

3.議会議決の性格

一般的に地方議会の議決は、三つに分けられる(野村稔・鶴沼信二、前掲『改訂版 地方議会実務講座 第2巻』)。(1)地方自治体の意思決定のための議決、(2)議会が機関としての意思決定をする議決、そして(3)執行機関の執行の前提としての意思決定たる議決である。具体的には、(1)地方自治体の意思決定のための議決の例としては、条例の制定・改廃、予算関係の議決が挙げられ、これらについては、議会議決がない場合は、原則として対外的に全て無効となる。(2)議会が機関として意思決定する議決は、地方自治法99条で定める地方議会の国会への意見書提出のための議決等であり、機関内の意思決定であることから、議決がない場合は原則として無権限の行為となり対外的効力は発生しない。(3)執行機関の執行の前提としての意思決定たる議決は、その議決がない場合であっても法的に執行権限が執行機関側にあるため大きな瑕疵がない限り無権限の行為とはならない。

以上の類別に当てはめると毎年度の予算議決は、(1)地方自治体の意思決定のための議決であり、この議決がなければ予算執行はできない。これに対して、基本構想・総合計画(財政見通し(行財政計画)が組

み込まれる場合はそれを含め)に対する議会議決は③執行機関の執行の前提としての意思決定たる議決に該当すると考えられ、「①」とは異なる類型となる。したがって、基本構想・基本計画に財政見通し(行財政計画)を含めていた場合でも、執行機関が法的に拘束される位置づけにはない。それでは、基本構想・総合計画の議決に限定した場合、その審議は予算審議と何が異なるのか。予算審議が法的抑制を受け事後的にもチェックされるのに対して、基本構想・総合計画の審議では法的抑制が直接なく執行機関が執行の裁量権を持つことになる。より広い裁量権を持つほど、議会に対する説明責任はより重くかつ法的拘束力を持たない計画の意義を明確にするには、乖離が発生した場合、その理由を説明することが本来求められる。そして、「③」において、対外的効力として法的拘束力を持たないことと、地方自治体内の機関間の信頼関係、すなわち「執行機関の執行の前提」としての意思決定を行うこととは分けて理解する必要がある。後者について地方自治体内の機関間関係として執行機関は議会の意思決定の前提となる情報を議会に十分提供する必要がある。対外的執行権があることと、その前提としての議会議決への執行部の関係は明確に整理して組み立てる必要がある。その情報として、基本構想・総合計画に含まれる重要政策や重要事業について議決の前提として財政計画の提示は重要なポイントである。

議会が議決したとおりに執行するのであれば、そこに説明責任は発生しない。むしろ、裁量権があるからこそ重い説明責任が発生することになる。

4.経常経費拡大の共通要因

地方自治体の経常経費拡大の共通的要因の第1は、扶助費の増加にある。私立保育園施設型給付費、義務教育就学児医療費助成、生活保護費等の増加などである。超少子高齢化時代となり社会福祉関係等で経常的な歳出が増加することは避けられないものの、例えばある自治体では類似団体比較において3%ポイント上回る状況もある。どこまでエビデンス的に根拠づけられるか、政策的特性も含め精査が求められる。こうした点が、国民健康保険、介護保険事業会計等への繰出し金の増加と同時並行的に生じている場合、財政をさらに硬直化させる要因となる。扶助費関係の拡大に時間的ズレはあっても、全ての地方自治体で生じる課題であり類似団体比較を行い類似点・相違点を明確にする必要がある。

第2は、公共施設の老朽化に伴う更新投資や維持管理コストの増加、さらには施設の機能強化などがある。ほとんどの地方自治体で共通する課題であるものの、更新投資のあり方、すなわち統合等の積極的検討、そして基金等による積み立てを行い計画的に実施するか否か、老朽化により廃止する施設の優先順位等エビデンスに基づき議論する体制の充実が必要となる。

第3は、人件費+物件費の構図の固定化である。定員管理の強化等により人件費を抑えても、民間化等の推進の中で人件費抑制の代替として物件費が増加し、両経費が横ばい以上の推移となり類似団体を上回る状況になるなどのケースがある。この要因のひとつは、民間化の方法ではなく、民間化に移行する事業の必要性がどこまで議論され改廃等見直しがどこまで実施されているか、単に人件費削減の視点で行われた場合は物件費の固定化を生じさせ経常的支出を硬直化させる要因となるだけでなく、最終的に民間化による事業継続自体を困難にする要因ともなる。この点は、補助金の見直しが進まず零細補助金が固定的に残存する構図でも見られる点である。

地方議会が、予算審議の時期を迎える。地方議会での議論の質が課題とされてから久しい。地方議会での議論に対する住民の関心が低下し、民主主義の学校と言われる地方自治への危機が指摘されている。地方議会の質疑・質問に焦点を当てて整理する。

地方議会で開催される議論は、主に質疑・質問・討論に形式的に分けられる。質疑は、首長が議会に提出した議案について不明点・疑問点等を質すことであり、議案に関係のない事項は質疑の対象外となる。これに対して、質問は地方自治体の一般課題について質すことであり、質疑と異なり議案に拘束されることはなく、一般質問、緊急質問等の形態がある。そして、討論は議案に対する賛否を明らかにし自分の考えを主張することである。こうした形態を通じて地方議会での議論が展開されるものの、重要なのは質疑・質問等の区分ではなく、質疑・質問等が果たす実質的機能である。質疑・質問等を問わず、実質的機能は「批判」にある。批判は、民主主義を充実させる議会の基本的機能であり、執行部に対する批判を通じて、政策や行政機能・組織、そして地域を進化させる役割を果たす。問題は「批判」の質にある。批判は、本来は議案・出来事等の評価を行い、可否を見極める材料とすることである。しかし、実際に議会で展開される質疑・質問は「非難」に止まることが多い。住民からの関心が低下する要因のひとつは「非難」にある。非難は、議案や出来事の欠点を取り上げて攻めることであり、価値観だけによる主張となる。こうした非難は議会議論をシャットダウンさせる。政策議論においてもっとも避けなければならないシャットダウン議論とは、価値観の違いを理由に議論を終わらせる姿勢である。「価値判断の問題」、「価値観の違い」などの言葉で議論を整理する姿勢で、価値観の異なる他者との協力関係を形成する公共性の観点からも、あるいは特定の価値観や視点を当初から排除してはならない政策倫理の面からも避けるべき姿勢となる。議論を打ち切り、あるいは当初から排除するのではなく、議論を重ねる中で、相互の異なる価値観の矛盾点や整合性などの確認を行うことが優先される必要がある。そうした積み重ねがなければ、議会の議論を市民が聞くインセンティブは低下する。

こうした「非難」の姿勢から脱しても、次に避けなければならないのが「否定的批判」である。否定的批判とは、不十分あるいは不明確な根拠・証拠による批判を繰り返すことである。政策議論では、よく「国民は・・・」、「住民は・・・」といった表現が使われる。しかし、国民全員、住民全員がその議論に賛成あるいは反対していることはあり得ない。こうした表現によって、国民など全員が同様の考えや行動を選択しているかのように表現することを「みんなの罨」と言う。「みんなの罨」の表現がとられる背景にも、希望的観測が潜んでおり、せいぜい「多数」あるいは「何人か」を意味するに過ぎない。不十分な根拠による批判につながる流れである。なお「否定と論駁」は異なる。否定はある内容に対して反対の意見を表明しただけで、論駁は証拠を示して反対することである。

議会の議論に求められるのは、「創造的批判」である。創造的批判とは、十分あるいは明確な根拠・証拠による批判であり、その証拠・根拠に基づき、さらに良い内容の政策を生み出すことである。エビデンスによる政策を実現するための質疑・質問等である。ただし、地方自治体の執行部と議会の間には情報の非対称性が存在するため、創造的批判の実現には大きな壁が存在する。国・都道府県の制度・政策等に関する情報は、執行部たる行政が優位性を持つことが多い。これに対して、地域・住民の情報について執行部が優位性を持つとは限らない。執行部は地域メッシュ情報・適切なアンケート調査結果の把握が不十分であり、議会・議員側の地域メッシュ情報等は部分的に過ぎない。創造的批判を展開するには、情報の質・量、観察・分析力ともに不足しており、議会議論が否定的批判の域から進化できない。

アジア経済全体が不透明な状況にある。デルタ株を含めた新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で半導体のサプライチェーン問題等経済社会活動への影響が再び深刻化している。こうした中、アジア経済における核となっている中国経済は、2021年4-6月期で実質GDP成長率は前年比で7.9%となり、数字上は比較的堅調な推移となっている。米国との経済対立が深刻化する中で中国経済のけん引は内需であり、特に観光関係等のホテル・飲食・運輸、情報通信分野の経済活動は活発化している。これまでけん引役となっていた財政面からの公共投資は減速しているものの、個人や企業による住宅関連投資が下支えする要因となっている。原材料価格の高騰や港湾閉鎖による物流の滞り等のマイナス要因も生じ、企業収益の悪化や自動車減産、電力不足など厳しい環境にあったものの、金融政策面で中国政府の預金準備率の引き下げが行われたことなどがプラス要因となっている。こうした政策措置は、金融システムの正常化を少し後ろ倒しにして、経済の安定的回復を優先する姿勢を示すものとなった。中国経済の構図は格差拡大による不安定な課題を常に抱えており、中国政府も共に豊かになることを目指す共同富裕の方針を掲げている。こうした流れは、経済成長は維持しつつ市場を通じた資源配分を是正する流れであり、規制政策の強化も打ち出していることから今後の政策展開の影響が注視される。同時に、中国経済で注目されるのが香港経済である。香港経済は、観光業等に関しては依然低迷した現状にあるものの、欧米・中国を繋ぐ拠点として商品貿易が活発化しており回復を牽引しているほか、輸送等のサービス部門も堅調に推移し、4-6月期の実質GDP成長率は7.6%と高い伸びが続いている。こうした中国を中心とするアジア経済の中で、大きな課題となっているのは半導体を中心とするサプライチェーン問題である。半導体不足による自動車産業の生産量削減等の影響は広範に及んでいる。一方、半導体不足の問題は、電子産業を核とする台湾経済を支える要因となっている。世界的な半導体不足による欧米そして中国や日本からの需要拡大は経済をけん引している。

アジア経済において、新型コロナウイルス感染拡大による深刻なダメージを受けている国のひとつとして、インドがある。インドでは今年年央以降、枠単接種が停滞する中で感染拡大が高止まりしており、経済活動の制限も生じている。ただし、欧米向けを中心とした輸出は大幅な増加となり経済を支える強い要因となっている。加えて、今年初めの金融緩和政策によって投資等の活動も堅調に推移しているものの、政策効果に限界が生じ始めている。また、感染拡大傾向が続くタイでは、数字上は輸出等を中心に回復傾向にあるものの、家計や企業の財務体力の脆弱性が高まっていることなどコロナ感染拡大の中で経済の不安定要素が強くなりリスクが大きいため、タイ政府も今後の経済動向について慎重な見通しを提示している。年央以降、感染が拡大しているベトナムでも輸出関連製造業を中心に数字上は成長が加速しているものの、経済活動の制約、そして経済体質の脆弱性も避けられないことから今後の動向については慎重な判断を要する。

サプライチェーン問題の深刻化、新型コロナウイルス感染拡大による労働力の制約、中東情勢等も含めたエネルギー価格の動向は、インフレ圧力を高める要因となっている。先進国を中心にインフレ圧力が見え隠れする中で、これまでの超緩和的金融政策の行方等も常に議論される段階となっている。加えて、アフガン問題でも象徴されるように米国と中国の政治的緊張関係もアジア経済社会の今後の枠組みに当然に大きな影響を与えることになる。

はじめに

地域での消費促進等のために各自治体が発行してきたプレミアム商品券（券購入額にプレミアム分の増額分を足した額を加盟店舗での決済に使用できる商品券）について、スマートフォン等を利用して使用する電子版の発行（電子化）を検討・実施する事例が出てきている。本論では、プレミアム商品券の電子化の事例とメリット、課題と対策案について、弊社が2020年度に自治体で実施した調査の結果を踏まえて考察する。

1. プレミアム商品券の電子化の実例とメリット

自治体が推進するプレミアム商品券の電子化（電子版の発行）事例には、木更津市のプレミアムアクアコインや、深谷市電子プレミアム商品券、三鷹市プレミアム付商品券等がある（図表1）。商品券の電子化にあたっては、まず大手チェーン小売店を含めて商品券が使える協力店舗数を増やして利用者の利便性を確保することが必要になるが、上述の3事例の他にも、壱岐市と五島市を含む長崎県島嶼部の事例である、しまとく通貨のように、コンビニエンスストアをはじめとする大手チェーンが、協力店舗として事業に参画した事例がある。

電子化の形式に注目すると、QRコードを店舗での決済や店舗等事業者からの換金申請手続に利用するQRアプリやQRコード付きカード・券の他には、ブラウザ対応型の電子スタンプや、非接触式ICカードを用いた事例で大手チェーン小売店の参画実績がある（図表1）。このような大手の参画実績があることから、電子化に際して、大手チェーンが運用する既存の決済システムとの連携が実事業レベルで可能であり、特に「QRコード」の可能性が高いと考えられる（図表2）。非接触式ICカードを用いた事例は導入・維持コストがかさむため、主に規模の大きな都道府県や政令指定都市レベルでの自治体の採用に限られる可能性がある。また、ブラウザ対応型電子スタンプは、スタンプ型の機器を利用者の携帯電話の画面に押しつけることで決済する方式なので、店舗側の機器操作が簡便であるが、QRコードの方式と異なり、一般的にはスタンプ機器等の店舗への導入が必須の為に、機器導入のための初期コストが比較的より多くかかることと、利用者側がQRコードの日常的利用に慣れてきていることから、今後QRコードを抑えて主流になる可能性は低いと考えられる。

上記のいずれの形式の場合も、電子化にはまず、商品券の不正な転売を防止できたり、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型の買物を実現できたりするというメリットがある。自治体によっては、地域住民が地元の店舗で従来よりも買物をしやすい決済手段の選択肢を増やすことによって、消費者である地域住民の利便性を向上させるきっかけとして考えられる可能性もある。他方、小売店舗等を運営する地域事業者にとっては、上記のコロナ対策になるというメリットの他に、紙版の商品券で手間がかかっていた換金手続の省力化につながる可能性があるといったメリットもある。

図表1 プレミアム商品券の電子化事例

電子化の形式	商品券名称(形式)	利用可能期間	実施規模(予算、利用者数)	協力店舗(店舗数、種類)
木更津市	プレミアムアクアコイン(QRアプリ)	2019年10月～ 2020年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算：発行総額4億5,000万円 ● 想定利用者数：18,000人(子育て世帯約3,500人、低所得者約14,500人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数：578店舗(2020年6月時点) ● 種類：飲食店、小売店、整骨院・美容室等サービス店舗 ● セブンイレブン24店舗(2020年6月時点)
深谷市	深谷市電子プレミアム商品券(QRアプリ/QRコード付きカード)	2019年5月～ 9月(実証実験)	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算：発行総額1億1,000万円 ● 利用者数：2,358人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数：225店舗 ● 種類：飲食店、小売店、サービス店舗等
三鷹市	三鷹市プレミアム付商品券(QRアプリ/QRコード付き券)	2020年10月～ 2021年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算：発行総額15億円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数：657店舗(2020年10月6日時点) ● 種類：飲食店、小売店、サービス店舗等
長崎県 島嶼部 (壱岐市等)	しまとく通貨(ブラウザ対応型電子スタンプ)	2016年10月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数：島外からの観光客等の来島者の内数(五島、壱岐地域の2018年観光客延べ数：約105万人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数：約1,000店舗 ● 種類：飲食店、小売店、ホテル等、交通機関、サービス店舗等 ● 大手チェーンファミリーマート含む
広島県	HIROCA(非接触式ICカード)	2015年11月～ 2016年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算：発行総額約40億円 ● 利用者数：約6.7万人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数：約700店舗 ● 種類：飲食店、小売店、ホテル、サービス店舗等 ● イオン、エディオン等大手チェーン含む

出典) 文末掲示の参考文献等から富士通総研が作成

図表2 プレミアム商品券の電子化の各形式におけるメリットとデメリット

電子化の形式	メリット	デメリット
QRコード	機器導入・維持コストが低い	消費者にアプリ導入の手間がかかる
非接触ICカード	交通機関用途で慣れている人が多い	機器導入・維持コストがかさむ
電子スタンプ	店舗側の機器操作が簡便	機器導入コストがかさむ

出典) 富士通総研が作成

2. 電子化の課題と対策案①：電子化のニーズを高める仕組みづくり

しかし、プレミアム商品券の電子化について地域住民と地域事業者の意向を聞くと、紙の商品券のままで良いといった消極的な意見が少なくない自治体もあり、前述の自治体のような一部事例を除いて、これまで電子化のニーズはあまり高まってこなかった。例えば、弊社が2020年度に中部地方の内陸部にある人口15万人弱のA市で文献調査¹と郵送・電話・訪問による市内事業者に対するアンケート調査²を実施したところ、紙版を扱った加盟店事業者の回答者の6割以上が売上と来客に良い効果があったと考えたものの³、地域住民としてプレミアム商品券が電子化したとしても購入したいと答えた回答者の割合は2割弱と低い水準であった⁴。すでに広く利用されている紙版に満足しているため、わざわざ電子版の利用開始のために新しいことを覚えたり、機器・アプリの設定をしたりするのが面倒であると考えられている可能性がある。

打開策の一つとして、紙版と電子版の両方を同時に発行して、電子版のプレミアム率を高く設定する方法ならば、同じ商品券の購入価格でより得ができると感じる地域住民が電子版を購入するインセンティブが生まれることになり、電子化のニーズが高まる様子を見た小売店舗等を運営する事業者が電子版への対応を試すことにつながるのではないだろうか。なお、電子版の仕組みを理解するのが難しい等の理由から、電子決済の導入が難しい加盟店や電子決済に慣れない地域住民が一定数存在することが見込まれるため、電子版のプレミアム商品券を発行するとともに紙の商品券を一定数発行し続けることには、商品券事業に参加する地域主体をより多くするという意味でも意義があると考えられる。

3. 電子化の課題と対策案②：電子化の担い手の確保

電子版のプレミアム商品券を発行しようとする際に、決済システムの管理主体を誰にするかが問題になるならば、手数料収入を見込める新たな事業として、地元の小売店舗等を運営する事業者とつながりが深いために導入促進までも依頼できそうな、商品券の発行地域に拠点がある金融機関や商工会議所に協力してもらうことが、第一の候補になるのではないだろうか。

プレミアム商品券の電子版を発行した経験がある前述の木更津市や三鷹市、広島県では、換金業務を地域に拠点がある金融機関が担い、事務局である商工会議所と自治体が連携する体制がある。従来の商品券事業の加盟店であった小売店舗等を運営する中小事業者がよく利用するような地域に拠点がある金融機関が換金業務を行えば、中小事業者の負担を軽減できる可能性がある。

また、連携する金融機関によっては、地域に小売店舗等の事業所を持つ大手事業者の参加も期待でき、その場合は地域住民にとって商品券を利用できる場所が増えて利便性が高まることから、商品券の購入意欲が高まる可能性がある。例えば、木更津市ではプレミアム商品券としての機能を持ったアクアコインの取扱いがセブン銀行でも可能になったことから、同市内にあるコンビニエンスストアであるセブンイレブン数店舗が商品券事業の加盟店として参加している。三鷹市と連携したみずほ銀行が提供するJ-Coin Payは都市銀行の強みを生かして複数の金融機関との連携を可能にしているため、小売店舗等の事業所を持つ大手事業者を含む様々な規模の事業者の参加が期待できる可能性がある。

よって、電子版のプレミアム商品券を発行しようとする際には、地域住民にとって有用な小売店舗等を運営する大手事業者の加盟を促進する観点から、独自の方式をゼロから構築するのではなく、大手事業者の決済システムとある程度親和性があるような既存の方式や、大手事業者とつながりの深い金融機関にとって協力しやすい方式の採用を検討することも重要であると考えられる。

¹ 同年プレミアム商品券事業の加盟事業所560者弱に回答を依頼して6割強から回答を得たアンケートに関するものである。

² 主要商業圏を含む鉄道駅半径2km圏内の全1,400弱事業者に回答を依頼し、4割強から回答を得たものである。

³ 文献調査の結果による。

⁴ アンケート調査の結果による。

おわりに：小売店舗等を運営する中小事業者への配慮の必要性

電子化にあたり実際に採用する決済方式を決める際には、中小事業者への配慮が求められる。従来電子決済手段の導入が済んでいない小売店舗等を運営する中小規模の事業者への配慮としては、例えば、非接触式 IC カード等と比べて店舗が負担する必要がある導入コストが少ない QR コードを利用した電子版の仕組みを構築すること等が考えられる。店舗にとって最も負担が少ない QR コードを利用した方式としては、例えば、店舗ごとに異なる QR コードを印刷した紙製の衝立をレジ等の支払い場所に置き、利用者に支払金額をスマートフォンアプリ等で入力してもらった上で、その QR コードを読み取って決済してもらう方式が考えられる。

なお、QR コードを利用した電子版の仕組みであっても導入が必要な決済システムについては、様々なプラットフォーマー企業がカスタマイズできるサービスを提供している。そのため、電子版の発行を検討している地域内で活用されている決済システムの種類や普及状況を把握した上で、プラットフォーマー企業と連携しながら、小売店舗等を運営する事業者や利用者たる消費者である地域住民にとって紙版だけを発行するよりも利便性の向上が期待できるサービスの採用を検討することが重要である。

参考文献

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス調査の結果について」2020年6月

(<https://www.kisarazu-aquacoin.com/>)

広島県「事業実施・分析報告書：I 広島県電子マネー方式プレミアム付き商品券発行モデル事業」

2018年7月 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000569106.pdf)

深谷市「深谷市電子プレミアム付商品券実証実験調査報告書」2020年3月

(<http://www.city.fukaya.saitama.jp/business/shokougou/1554277972929.html>)

マイナビニュース「長崎県の離島で利用できるプレミアム商品券「しまとく通貨」が電子化」2016年06月13日19時13分 (<https://news.mynavi.jp/article/20160613-a429/>)

三鷹市報「広報みたか」号外(2020.9.27号)2020年9月

(<https://www.city.mitaka.lg.jp/koho/2020/20200927/koho.htm>)

PR Times「木更津市の電子地域通貨「アクアコイン」、全国唯一の電子版プレミアム付商品券を発行」2019年7月1日 (<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000148.000011255.html>)

〈既刊テーマ一覧〉

2020 No. 12	<ul style="list-style-type: none">● 価値創生の地域政策● 将来を見ることの重要性● 日本経済の景況● 観光事業評価における外的要因を考慮した事業効果把握の手法に関する考察
2021 No. 1	<ul style="list-style-type: none">● 情報と国境の家● 入りを計って出を制する● ナショナルの立ち位置
2021 No. 2	<ul style="list-style-type: none">● トロツコ問題と逃避● 手段と目的の逆転● 分かりやすさの罫
2021 No. 3	<ul style="list-style-type: none">● 政策エビデンス● 兆候と原因● アジア経済社会の現状
2021 No. 4	<ul style="list-style-type: none">● デジタル化と政策参加● 非合理的な政策議論● 中国経済社会の現状
2021 No. 5	<ul style="list-style-type: none">● 行政評価の課題と進化● 財政基金と世代間問題● 日本経済社会の現状● 国際的動向や日本の政策を踏まえた地方自治体における地域経済活性化のためのブルーエコノミーの推進

政策研究 2021 No.6

2021年9月発行

監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）
編集・発行 株式会社富士通総研 行政経営グループ
〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25
電話 03-6424-6752
MAIL fri-ppp-jimukyoku@dl.jp.fujitsu.com
URL <http://www.pppnews.org>